将来にわたり安全・安心な医療制度の提供を求める意見書

本道においては、人口減少や少子高齢化の急速な進行に加え、道民の医療や介護に対するニーズが多様化、高度化する中、将来にわたって、道民が安心して良質な医療や介護サービスを受けることができる体制の確保が求められている。

こうした中、本年11月に開催された財政制度等審議会では、令和2年度診療報酬改定について、全体のマイナス改定は不可欠とし、マイナス幅を2%台半ば以上にする必要があると目安を示した。また、本年度改定された介護報酬については、プラス改定とされたものの、介護事業の運営は、依然として大変苦しい状況が続いている。

医療や介護を安定して提供するためには、適正な診療報酬や介護報酬の設定が必要であり、その確保が図られることで、地域に必要なサービス提供体制が整備され、国民の安全で安心な生活を支えることが可能となる。

また、社会保険診療に係る消費税は、現在非課税とされているが、医療機関等が診療を行うために仕入れる医薬品等に係る消費税は控除対象外とされており、社会保険診療報酬への上乗せ措置が講じられてきているものの、医療機関ごとの仕入れの実態等を適切に反映していない。このため、税負担が医療機関の経営を圧迫しており、医療機関の懸命な自助努力により地域医療提供体制が維持されているのが実態である。また、患者、被保険者及び保険者に患者負担や保険料として一定の負担を生じさせていることも大変不合理である。

よって、国においては、人生100年時代を迎える中、将来にわたり、国民誰もが幸福な生活を送るため、必要な医療・介護を安心して受けられるよう、持続可能な社会保障制度の確立に向け、適切な財源確保の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 規制改革担当大臣

北海道議会議長 村 田 憲 俊